

令和元年 10 月

認定支援機関 各位

兵庫県経営改善支援センター

経営改善計画策定支援事業等に係る消費税の取扱いについて

経営改善支援センター事業の業務運営につきまして、大変お世話になっております。
令和元年 10 月 1 日より消費税率が引き上げられた事に伴う留意事項を取りまとめましたので、以下のとおりご案内申し上げます。

1. 基本的な考え方

(1) 支援業務終了時（役務提供の完了時）における税率を適用することとなります。

- ① 9 月中に支援業務が終了した場合
→「申請者自己負担額」、「センター支払額」とともに税率 8%
- ② 10 月 1 日以降に支援業務が終了した場合
→「申請者自己負担額」、「センター支払額」とともに税率 10%

※ 支援業務終了の時期について

- ◆経営改善計画策定支援
→計画策定後、全金融機関の同意を取り付けた日
- ◆早期経営改善計画策定支援
→計画策定後、金融機関に計画書を提出した日 (受取書の発行日)
- ◆モニタリング業務
→モニタリング実施日 (複数日にまたがる場合は最終日)

※ 当事業は「平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以後適用する消費税率等に関する経過措置」（国税庁）の適用対象外です。

- (2) センターからの費用支払いについて、利用申請時に提出する費用総額を超えた費用は対象外としておりますが、利用申請時に提出した費用総額の税率が8%であっても、上記取扱いに基づき10%の税率を適用した案件については、消費税の増額分だけ利用申請時の費用総額を実際の費用支払額が上回っても問題ないものとなります。

<p>【利用申請時：税率8%】</p> <p>■申請者支払予定額 21.6万円（消費税1.6万円）</p> <p>■センター支払予定額 43.2万円（消費税3.2万円）</p> <p>■費用総額 64.8万円（消費税4.8万円）</p>	<p>→</p>	<p>【費用支払額：税率10%】</p> <p>■申請者支払額 22万円（消費税2万円）</p> <p>■センター支払額 44万円（消費税4万円）</p> <p>■支払総額 66万円（消費税6万円）</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 留意事項

- (1) 消費税の増額分を支払対象とすることができますが、消費税を含む（税込）上限額（①経営改善計画策定支援事業：総額200万円、②早期経営改善計画策定支援事業：総額20万円（うちモニタリング費用の上限は5万円））を超えた支払いはできません。
- (2) 税率10%を適用する支払いについて、税率8%で利用申請した税込単価を据え置いた場合、利用申請時と支払申請時の税抜単価が相違することとなるため、支払いはできません。

【例】税込単価10,000円を据え置いた場合

- ・利用申請時：税率8% → 税抜単価9,260円
 - ・費用支払時：税率10% → 税抜単価9,091円
- ※ 税抜単価が利用申請時と異なる。

- (3) 複数回のモニタリング費用の申請をまとめて行う場合、適用する税率は、各モニタリングの実施日（複数日にまたがる場合は最終日）により判断することとなります。

以 上

(問合せ先) 兵庫県経営改善支援センター 宮本、魚波、中村
電話：078-303-5856